

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：バブル抑制のためのキャピタルゲイン・アブソーバー（譲渡益吸上げ）について

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：山田 昭夫

所属：全国信用協同組合連合会

論文要旨（800字から1200字、英文の場合は300から450語）

バブルの発生は各経済主体の B/S(バランスシート)上の不動産等の資産価値を増大させるが、バブルが崩壊すれば、その価値は B/S 上の資産から消滅する。負債の借入金の価値は不変のため、大多数の経済主体は含み損を抱え債務超過にいつせいに陥り、その後各経済主体は債務の極小化行動をとる B/S 調整を行うことになる。

バブル崩壊後の政府の財政政策・減税による投資・消費刺激の乗数効果は、さほど期待できない。財政政策の原資を国債発行で賄えば、政府の債務残高は累積する。中央銀行の金利引下げによる景気刺激策によっても、貸付を増加させるのは容易ではない。

バブル発生のカンゼムについては、諸説ある。中央銀行の利上げによってバブルの収束を図ることは、各経済主体が資産価格の上昇を期待し続け、その上昇率が金利を上回る限り困難である。各経済主体は経済合理性からしてバブルの持続は不可能だと理解しているが流れは止まらず、ある日、何かを契機として価格下落が始まる。バブル崩壊は、各経済主体の B/S を通じて長期的に経済を不安定化させる。

本稿では、バブルの影響を受けた経済主体の B/S 改善及びバブルの制について、キャピタルゲイン・アブソーバー（譲渡益吸上げ）の発動権を有する行政委員会等が存在するモデルについて考察している。

会計上、誰かの損は必ず別の誰かの利益なので、例えば不動産譲渡益を現預金等へ変換した経済主体から、当該利益（キャピタルゲイン）について、予め創設した独立した行政委員会がバブルを認識したときにアブソープ率（=吸上げ率）を定め、アブソープを過去に遡り行う。

このような体制は、各経済主体の将来利益への期待に対し、アブソープ（吸上げ）予想が働きかけ、価格が行き過ぎる前の段階で取引を抑制する効果があり、またアブソープ実行分は、最終的にバブル崩壊により損失を被った経済主体へ引渡され、B/S の改善ができる。総じて、これは新しいチャネルを作る、ということである。

法的に売買が成立した後、売主から買主に売買対価の一部を移転することは、財産権を侵害していると見做されるであろう。しかしそもそも欠陥のある経済システムについて、それを是正する経済的政策が導入されない限り、今後とも経済は危機に瀕する。つまり「売買という法律行為は、経済（学）的な安定のため、ときに売買価格の調整が事後的になされる」ということである。

本件モデルは戦略的に、経済学者ターナーの主張する「中央銀行保有の国債を、無利子・無期限の預け金へ振替」えると同時に導入されることが望まれる。

日本以外でも米国と一部のユーロ圏諸国では、バブル崩壊について同様の現象が起こっている。各国の共通認識の下で、このモデルを構築することにより、行き過ぎたバブルに対応することが重要である。

以上